

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
中央情報隊 床材張替え及び ブラインド設置役務	中央情報隊－6	
	作 成	平成31年1月24日
	変 更	
	作成部隊等	中央情報隊

## 1. 総 則

1.1 **適用範囲** この仕様書は、中央情報隊床材張替え及びブラインド設置役務について適用する。

2. **一般的事項** 本仕様書に規定していない事項に関しては、契約業者の規定する仕様書及び社内規格並びに商慣習による。

## 3. 役務に関する要求

3.1 **役務名称** 中央情報隊床材張替え及びブラインド設置役務

3.2 **設置場所** 東京都練馬区大泉学園町9丁目4 朝霞駐屯地205号庁舎地上5階及び6階

3.3 **履行期限** 平成31年3月29日（金）

### 3.4 実施要領

3.4.1 **設置の要領** 中央情報隊の205号庁舎6階東側の廊下、既床材敷設箇所を剥離し、同箇所に新たな床材を張替える。また、同6階西側 No. 33室のブラインド（5台）及び同5階東側 No. 10、11室のブラインド（5台）を撤去し、新たにブラインドを設置する。物品については、契約業者が準備するものとする。

図1「床材張替え及びブラインド設置箇所」

図2「床材及びブラインドの仕様（基準）」

3.4.2 **廃材等の処置** 床材及びブラインド設置後の廃床材及び取り外したブラインドは官側に引き渡すものとする。

3.4.3 **打合せ等の実施** 床材の張替え及びブラインドの設置要領について官側と打合せを行った後、実施するものとする。

3.5 **事故防止等** 設置にあたっては、転倒及び破損等の事故防止に十分配慮すること。契約の相手方の責任による建物の損傷及び官側が保有する物品の損傷等が生じた場合は、契約業者の責任において原状回復を速やかに実施するものとする。併せて、契約業者側の要因により発生した事故等については自己責任とする。

3.6 **提出書類** 役務実施にあたり立入者名簿を提出する。朝霞駐屯地205号庁舎5階及び6階は「立入制限区域等」に該当し立入許可申請の手続きが必要となることから、官側が指定する期日までに別に示す「立入者全員名簿」を作成し申請を行うものとする（細部は調整による）。なお、役務作業員については日本国籍を有する者とする。

4. **監督・検査** 分任契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

## 5 保 全

5.1 **立入禁止** 庁舎内への出入り及び施設への立入りについては官側担当者の指示に従い、関係規則に基づく手続きを行うとともに、立入禁止区域及び業務に関係のない施設への立入りを禁止する。

5.2 **秘密保全** 契約を履行する上で知り得た情報を他の者に漏らしてはならない。また契約終了後も同様とする。

## 6. その他

6.1 **作業等** 適切な作業管理のもとに行うものとし、明記されていない事項で作業実施上必然的に付帯される軽易な作業は、本仕様書の範囲で行うものとする。ただし、疑義又は意見がある場合は作業着手前に申し出て、疑義の解決又は意見の調整を行った後着手するものとする。

6.2 その他の役務に関する細部については、分任契約担当官及び官側と調整すること。